

改正道路交通法の概要

令和4年5月13日～

高齢運転者対策の充実・強化

◆ 運転技能検査制度の導入等

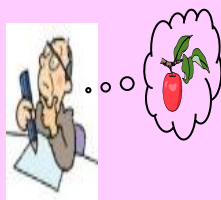
- ◆75歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検



- ◆検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしない。



- ◆認知機能検査の項目を3項目から2項目にするとともに、検査結果の分類を3分類から「認知症のおそれあり」又は「認知症のおそれなし」の2分類とする。



- ◆高齢者講習については2時間講習に一元化

◆ 安全運転サポート車等限定条件付免許の導入

- ◆申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件付免許を与える。

(サポート内容の一例)

衝突被害軽減ブレーキ



第二種免許等の受験資格の見直し

◆ 特例教習、若年運転者講習の導入

- ◆特別な教習を修了した者は、第二種免許・大型免許等の受験資格を緩和(21歳・3年以上等→19歳・1年以上)



- ◆21歳までに違反をして一定の基準に達した場合は、若年運転者講習の受講を義務付け(不受講者等は特例を受けて取得した免許を取消し)

